

特商法の
エキスパート千原弁護士の
法律Q&A

社員への債権差押命令の注意点など教えてほしい

質問

社員への、債権差押命令について、ご教示ください。裁判所から当社宛に、債権差押命令書が届きました。社員Aに支払う給料の4分の1について、「毎月、イ、債権者への直接振込み、又は、ロ、法務局に供託する」のいずれかを求める内容です。この場合、A社員への聴き取りも含め、会社はどのような手順で、対応すれば良いでしょうか。また、支払い方法は、イ、ロの、どちらが良いのでしょうか。会社としては、できればAに満額を支払いたいのですが、何か良い手段はないでしょうか。その他、会社としての注意点があれば教えてください。

(訪販会社社長)

も、注意ください。

対応手順としては、以下の通りです。

①陳述書の提出(命令書に同封されたもの)

能性はないか確認します。

これは本人の同意を得るためではなく、事実確認と支払いの説明(給与が減額して支払われること)のためです。

託

債権者が一人であり、他に競合する差押えや仮差押えが



プロフィール
1961年東京生まれ。85年司法試験合格。86年早稲田大学法学部卒業。88年に弁護士登録して、さくら共同法律事務所に入所し、94年より経営弁護士。第二東京弁護士会所属。現在、約170社(うちネットワークビジネス企業約90社)の企業・団体の顧問弁護士を務める。会社法などの一般的な法分野に加え、特定商取引法・割賦販売法・景品等表示法・知的財産法を専門分野とし、業界団体である全国直販流通協会の顧問を務める。著書に「Q&A連鎖販売取引の法律実務」(中央経済社)などがある。

回答

債権差押
命令が会社
に送達され

場合、会社は、裁判所の命令に従って対応する必要があります。社員本人の承諾がないことや、社員本人が債務の内容に異議を述べているといったことを理由にして、会社が差押対象額を社員に支払うことはできません。

会社が社員に満額を支払っても、差押命令による、会社の債権者に対する支払義務は消滅せず、二重払いを行うこととなりますので、くれぐれ

裁判所命令に従った対応が必要

裁判所から陳述書の提出を求められているので、期限内に、所定の事項を記載して提出します。

(※プライバシーに配慮して、個別に面談し、また関係者だけで情報共有するようご留意ください)

③差押え対象額の計算
社員本人には、裁判所から債権差押命令が会社へ届いたこと、会社としては命令に従って給与の一部を控除させるを得ないことを説明し、他に差押えの通知が会社へ届く可

きちんと計算して、差押対象額を誤って社員に支払ってしまわないようご留意ください。

④債権者への支払または供押えの通知が会社へ届いてい

ない場合は、債権者に直接支払う方法が簡便なのでよくとれます。(ただし、あくまで送達から一週間経過した後に支払うことが必要です)

他方で、複数の差押えがある場合、法務局への供託が要当ですので、債権者への支払いを行う場合、同じような差押え通知が会社へ届いていない

いかは、ご確認ください。「会社としての注意点」ですが、社員A自身が債権者に一括して支払うなどして解決できない場合は、将来にわたって給与の一部について、そのまま差押えを受け続けるか、破産等の法的手段で清算するかは、社員Aにとって真実に検討すべき状況です。

社員Aが財政的に困っていることは明らかに、会社業務に影響する可能性も否定できません。会社としては、社員Aに対して、早期に弁護士に相談するなど、債務を処理することを促すことが適切だと思います。

会社業務に影響する可能性も否定できません。会社としては、社員Aに対して、早期に弁護士に相談するなど、債務を処理することを促すことが適切だと思います。